

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ー バ ー 研 究 所 代表社名 代表取締役社長 小柳 昌之 (JASDAQ・コード番号:4925) 問合わせ先 取締役総務・経理担当ディレクター 佐々木 眞一 電 話 (03)5219-5660

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 25 日開催 予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当会社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、第2条(目的)第1項を「生鮮食料品、加工食品、その他食品類の製造、販売及び輸出入」に変更するものであります。 第2条 (目的)の変更
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当会社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。 変更案第 5 条 (公告方法)
- (3) 将来における事業規模の拡大に備え、当会社の発行可能株式総数を900万株から1,000万株に増加させるものであります。 変更案第6条(発行可能株式総数)
- (4) 経営の効率化と業務執行の充実を目的とし、取締役の員数を10名以内から8名以内に変更する ものであります。 変更案第19条(取締役の員数)
- (5) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(同 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

会社法第326条第2項の規程に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を 新設するものであります。

また、各機関の設置等を明記するため、第6章会計監査人第40条(選任方法)第41条(任期)を併せて新設するものであります。

会社法第 214 条の規程に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条 (株券の発行)を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類の一部等につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規程に従い、必要が生じた場合に、全取締役の同意があり全監査役にも異議がない場合に限り、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 25 条 (取締役会の決議方法)第 2 項を新設するものであります。

取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、ならびに社外取締役および社外 監査役について独立性を有する見識の高い人を迎えられるよう、社外取締役および社外監査役 との損害責任限定契約を可能とする第29条(取締役の責任免除)および第39条(監査役の責 任免除)を新設するものであります。ならびに「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに 株主代表訴訟の対象とされたことから、会計監査人の職務の適性かつ合理性を資するよう、第 42条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

なお、第29条(取締役の責任免除)の規定に関しましては、監査役全員の同意を得ております。 会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、 株主の皆さまへの機動的な利益還元ができるよう、第44条(剰余金の配当等の決定機関)を新 設するものであります。なお、本条の新設に伴い現行定款第6条(自己株式の取得)を削除す るものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (6) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会日 平成 18 年 6 月 25 日(日曜日) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 25 日(日曜日)

以 上

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総則
No. 4	713 · — III3 //3
(商 号) 第1条 当会社は、株式会社ハーバー研究所と称す る。	(商 号) 第1条 (現行どおり)
英文では、HABA LABORATORIES, INC. と表示する。 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 生鮮食料品、加工食品、その他食品類の輸出入及び販売 (2) 化粧品の製造、販売並びに日用品雑貨の	(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。 (1) 生鮮食料品、加工食品、その他食品類 の製造、販売および輸出入
輸出入及び販売 (3) 医薬部外品の製造及び販売 (4) 健康機器(消臭器、除湿器、空気清浄機、 浄水器等)並びに美容機器の輸出入及び 販売	(2) ~ (15) (現行どおり)
(5) 衣料製品の企画、製造、加工、販売及び 輸出入 (6) 生花、園芸用樹木、草木類、園芸資材、	
園芸用材料の販売(7) カルチャースクールの経営(8) 美容教室の経営(9) 保育所の経営(10) 飲食店及びレストランの経営(11) 保養所、スポーツクラブ及びホテルの経営営	
(12) ゴルフ練習場の経営及びゴルフ用品、ゴルフ用具の販売(13) 不動産の賃貸及び管理(14) 出版業務(15) 前各号に付帯する一切の事業	
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。 (新設)	(本店の所在地) (現行どおり) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役
(公告 <u>の</u> 方法) 第 <u>4</u> 条 当会社の <u>公告</u> は、日本経済新聞に掲載す る。	(2) <u>国員以</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 (公告方法) 第 <u>5</u> 条 当会社の公告 <u>方法</u> は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができな い場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載す る <u>方法とする</u> 。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、<u>9,00</u> 0,000株とする。

(新設)

(自己株式の取得)

第<u>6</u>条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2</u> <u>号</u>の規定により、取締役会の決議<u>をもって</u>自 己株式を買受けることができる。

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第<u>7</u>条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株と する。

当会社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる</u>株券を発行しない。

(基準日)

第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記 載され又は記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む、以下同じ。)をもって、 その決算期に関する定時株主総会において 議決権を行使すべき株主とする。

> 前項の場合のほか、必要があるときは、 取締役会の決議によりあらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質 株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第 10 条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置 く。

> 名義書換代理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議により選定する。

当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、実質株主名簿の作成、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社に

変 更 案

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社<u>の発行可能株式総数</u>は、<u>1,00</u> 0万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(削除)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 当会社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元株式数</u>に満たない数の株式(以下「単 元未満株式」という。)に係る株券を発行 しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めると</u> ころについては、この限りでない。

(削除)

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定める。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

おいてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、 質権の登録及び信託財産の表示又はこれら の抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券 喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよ び買増し、届出の受理その他株式に関する取 扱い並びに手数料については、法令又は本定 款のほか、取締役会において定める株式取扱 規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれ を招集し、臨時株主総会は、必要あるときに 随時これを招集する。

(新設)

(招集権者及び議長)

第 <u>13</u>条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。

> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段 の定めある場合を除き、出席した株主の議決 権の過半数で行う。

<u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として、その議決権を行使すること ができる。

> 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を 証明する書面を当会社に提出しなければな らない。

(株主総会の議事録)

第 16条 株主総会における議事の経過の要領及び その結果については、これを議事録に記載 し、議長及び出席した取締役がこれに記名押 印する。 変 更 案

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料 は、法令又は本定款のほか、取締役会におい て定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日</u> <u>の翌日から3ヶ月以内に</u>招集し、臨時株主総 会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 (現行どおり)

(決議の方法)

第 15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。

(現行どおり)

(議事録)

第 <u>17</u>条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

現 行 定 款 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供) (新設) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連結 計算書類に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものとみ なすことができる。 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) (員数) 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。 第 19 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。 (取締役の選任方法) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 第20条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ 分の1以上を有する株主が出席し、その議決 とができる株主の議決権の3分の1以上を 権の過半数で行う。 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない (現行どおり) ものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、<u>就任</u>後 1 年<u>内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会終結の時までと する。

> 増員又は補欠として選任された取締役の 任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時ま でとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 <u>20</u>条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任</u> <u>する</u>。

取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。(取締役会の招集権者及び議長)

第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を 除き、取締役社長がこれを招集し、議長とな

> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(任期)

第 <u>21</u>条 取締役の任期は、<u>選任</u>後 1年<u>以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 <u>22</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって代表取締</u> 役を選定する。

> 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>取締役会 長、取締役社長各1名、取締役副社長、専 務取締役、常務取締役各若干名を定めるこ とができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 <u>22</u>条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前まで に各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。

> 取締役及び監査役の全員の同意があると きは、招集の手続を経ないで、取締役会を 開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、 出席した取締役及び監査役がこれに記名押 印する。

(取締役会規程)

第<u>25</u>条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款 のほか、取締役会において定める取締役会規 程による。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第<u>26</u>条 取締役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会 の決議に<u>より</u>定める。

(新設)

変 更 案

(取締役会の招集通知)

第 24 条 (現行どおり)

取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで、取締役会を<u>開催</u> することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議 事項について、書面又は電磁的記録により同 意したときは、当該決議事項を可決する旨の 決議があったものとみなす。ただし、監査役 が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 <u>26</u>条 取締役会における議事の経過の要領および その結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u> については、これを議事録に記載し、出席し た取締役及び監査役がこれに記名押印<u>また</u> は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 (現行どおり)

(報酬<u>等</u>)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第<u>29</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会終結の時まで とする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第 30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(常勤の監査役)

第<u>31条 監査役</u>は、<u>互選により</u>常勤の監査役を<u>定め</u> る。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。

> 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができ る。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある 場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 35条 監査役会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。

(第30条の箇所移設)

変 更 案

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 (現行どおり)

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>を</u> もって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了する時までとする。

(第40条に箇所移設)

(常勤の監査役)

第 <u>33</u>条 <u>監査役会</u>は、<u>その決議によって</u>常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 (現行どおり)

監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことが できる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数<u>をもって</u>行う。

(監査役会の議事録)

第 36条 監査役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項 については、これを議事録に記載し、出席し た監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u> する。

(監査役会規程)

第 37 条 (現行どおり)

(報酬<u>等</u>)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。

, ,_	
現行定款	変 更 案
(新設)	(監査役の責任免除) 第 39 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範
	囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、社外監査役との間で、当該社外 監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは、法 令が定める額を限度として責任を負担する 契約を締結することができる。
(新設)	<u> </u>
(新設)	(選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。 (任期)
(新設)	第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。 前項の定時株主総会において別段の決議が なされないときは、当該定時株主総会におい
(新設)	て再任されたものとする。 (会計監査人の責任免除) 第 42 条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計 監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは、法 令が定める額を限度として責任を負担する 契約を締結することができる。
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
(<u>営業</u> 年度 <u>及び決算期</u>) 第 <u>36</u> 条 当会社の <u>営業</u> 年度は、毎年4月1日から翌 年3月31日までの1年 <u>とし、営業年度末日</u> を決算期とする。	(<u>事業</u> 年度) 第 <u>43</u> 条 当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年4月1日から翌 年3月31日までの1年とする。
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 44 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条 第 1 項各号に定める事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、株主総会の決 議によらず、取締役会の決議によって定め
(<u>利益配当金</u>) 第 <u>37</u> 条 当会社の <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日の <u>最終の株主名簿に記載又は記録された株主</u> 又は登録質権者に支払う。	る。 (<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第 <u>45</u> 条 当会社の <u>期末配当の基準日</u> は、毎年3月3 1日 <u>とする。</u>
(新設)	当会社の中間配当の基準日は、毎年9月3 0日とする。 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。

/ +·	<u> </u>
現行定款	変 更 案
	(¥48A)
第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎	(削除)
年9月30日の最終の株主名簿に記載又は	
記録された株主又は登録質権者に対し、中間	
配当を行うことができる。	
(配当金の除斥期間) 第39条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の	(配当の除斥期間) 第46条 配当財産が全体である場合は、まれ間始の
第 39 年 <u>州田郎ヨ並及び中間配ヨ並</u> は、又仏開始の 日から満 3 年を経過してもなお受領されな	第 <u>46 条 配当財産が金銭である場合</u> は、支払開始の 日から満3年を経過してもなお受領されな
いときは、当会社はその支払義務を免れる。	いときは、当会社はその支払義務を免れる。
いことは、当去性はその文仏教術を尤れる。	いことは、当去性はその文仏我術を先れる。